

第76号議案 大田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

1 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により「子ども・子育て支援法」が改正されたため、本条例を一部改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和5年4月1日から施行する。

大田区子ども・子育て会議条例（平成25年条例第43号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区子ども・子育て会議条例 平成25年5月31日 条例第43号 <u>改正 令和4年 月 日第 号</u> (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として大田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 (所掌事項)</p> <p>第2条 子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。 (1)及び(2) (略)</p> <p>第3条から第10条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区子ども・子育て会議条例 平成25年5月31日 条例第43号 (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として大田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 (所掌事項)</p> <p>第2条 子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。 (1)及び(2) (略)</p> <p>第3条から第10条まで (略)</p>